

7. 防災街づくりの進め方

(1) 区・区民・事業者の役割

本指針に基づき、災害に強い街を実現するためには、区、区民、事業者の三者が相互に連携・協力して以下の役割を担い、取組を進めることが求められます。

区の役割

- ・国、東京都、他区、警察・消防等の防災関係機関と連携して、地震にも風水害にも強い街づくりを総合的に推進します。
- ・防災街づくりを推進するにあたり、区民、事業者と連携・協力するとともに、国・東京都に対して道路や港湾施設等の整備の要請を行います。
- ・防災街づくりを推進するために必要な情報を提供するとともに、区民による取組への適切な支援や誘導、事業者への指導や誘導等を行います。
- ・区有の各種防災関連施設の災害対応能力の向上に取り組みます。
- ・職員の防災に関する知識及び技術の習得に努めます。

区民の役割

- ・自らが防災街づくりの担い手であることを自覚し、事業者、区と連携・協力して、積極的・主体的に防災街づくりの活動を行います。
- ・防災に関する知識及び技術の習得に努めるとともに、建築物の耐震化や不燃化、雨水流出抑制、家具転倒防止、物資の備蓄等、防災性の向上に資する取組を進めます。

事業者の役割

- ・事業者に求められる役割が大きいことを自覚し、区民、区と連携・協力して、積極的・主体的に防災街づくりの活動を行います。
- ・開発事業にあたって、防災機能の向上に取り組みます。
- ・建築物の耐震化や不燃化、雨水流出抑制、物資の備蓄、什器の転倒防止等、防災性の向上に資する取組を進めます。
- ・従業員や来所者等の安全確保とともに、災害発生後の一斉帰宅の抑制や帰宅困難者の一時受入れ場所の確保、資機材の提供等、防災資源のさらなる充実と地域への貢献に資する備えを行います。

自然災害

三者が一体となって自然災害に対峙

地域全体で取り組む防災街づくり

区役の役割

- ・国・東京都・他区、防災関係機関等との連絡調整
- ・区民、事業者等への情報提供
- ・区民、事業者等による取組への支援、誘導
- ・防災施設の災害対応能力向上
- ・職員の防災知識・技術の習得等

区民の役割

- ・防災知識・技術の習得
- ・建築物の耐震化・不燃化
- ・雨水浸透・貯留施設の設置
- ・家具の転倒防止
- ・飲料水、食料等の備蓄等

事業者の役割

- ・開発事業での防災機能の向上
- ・事業所の耐震化・不燃化
- ・雨水浸透・貯留施設の設置
- ・什器の転倒防止
- ・従業員の一斉帰宅の抑制
- ・帰宅困難者のための備蓄確保、スペース提供等

区・区民・事業者による相互の連携・協力

区・区民・事業者の役割

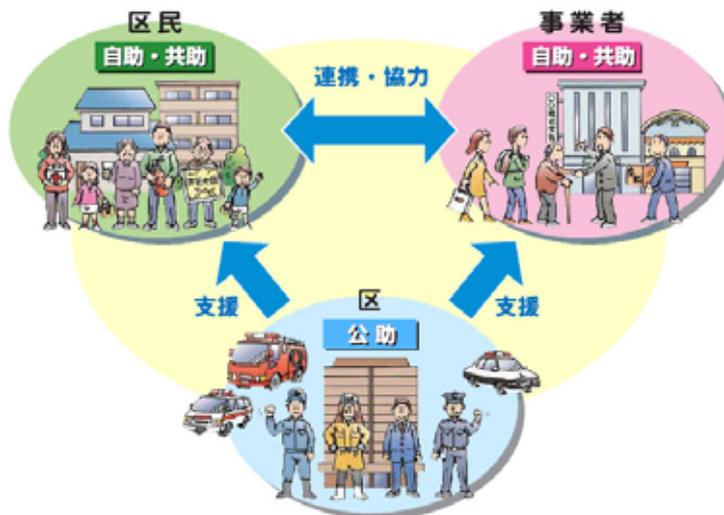
自助・共助・公助に基づいた防災街づくりの推進

防災対策基本条例には「区、区民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力すること」が基本理念として定められています。

この条例に基づき、防災街づくりに関わる各主体は、まずは『自助（自分でできることに主体的に取り組むこと）』を基本とし、更に『共助（自分一人では困難なことに、周辺や地域が協力して取り組むこと）』を進めていくことが重要です。

また、それぞれの自助・共助に対して、『公助（公共・行政機関が、地域における防災街づくりの支援を行うこと）』を効果的に連携させていくことが、災害による被害の低減、また早期の復旧・復興に向けて重要です。

本指針に基づき、災害に強い街を実現するためには、区・区民・事業者が相互に連携・協力して役割を担い、取組を進めることが求められます。



自助・共助・公助

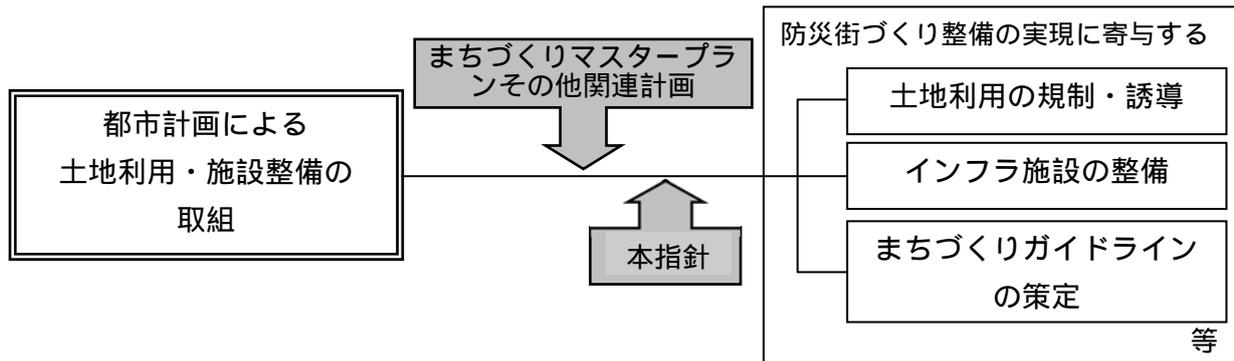
出典：「港区防災対策基本条例パンフレット」（港区，平成 24（2012）年 2 月）

(2) 今後の運用と進め方

災害に強い街づくりの実現に向けた本指針の今後の運用と進め方の例を以下に示します。

都市計画や事業計画の立案時における活用（区）

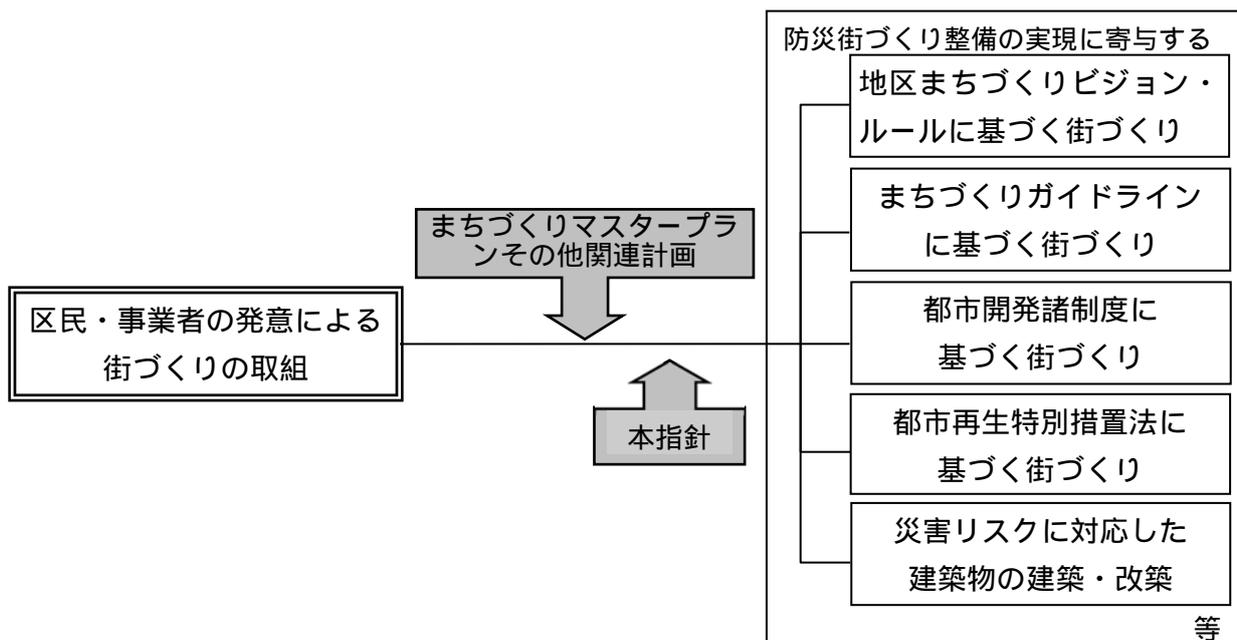
土地利用、都市施設等を計画する「都市計画」や、道路・公園・河川等の各種インフラ施設等の「事業計画」等を立案する際に、防災街づくりの実現に寄与する計画として立案されるように本指針を活用します。また、事業者等が個別に街づくりの計画等を策定する場合は、本指針を反映するよう事業者等に働きかけ、防災機能の充実を図ります。



本指針の活用例（1）

区民や事業者が主体となった街づくりを進める際の活用

区民が生活する地域での区民発意の街づくりに取り組む際や、建築物の建替え等を進める際、また、事業者が開発事業等を行う際等の様々な場面において、防災街づくりの実現に寄与する取組となるように本指針を活用します。特に大規模開発等が行われる際には、防災機能の高い拠点の形成等にも配慮して、地域全体としての防災力の向上を図ります。



本指針の活用例（2）

【参考】まちづくりガイドライン

まちづくりガイドラインとは、「港区まちづくりマスタープラン」（平成29年（2017年）3月）で示されたまちづくりの基本的な方針に沿って、まちの将来像やまちづくりの方向性等を住民、事業者、行政等が共有する「まちづくりの手引き」となるものであり、住民、事業者、行政等に対して、まちづくりの協力を求めるよりどころとして活用されます。

区では、周辺のまちづくりを一体的・計画的に進めるため、まちづくり協議会や町会等と連携して、新橋・虎ノ門周辺、六本木・虎ノ門、田町駅西口・札の辻交差点周辺、青山通り周辺、三田・高輪、白金高輪駅東部、田町駅東口北の各地区においてまちづくりガイドライン等を策定（令和5（2023）年8月現在）しました。

地域のまちづくりガイドライン等



【参考】港区まちづくり条例を活用したまちづくり

区は、「人にやさしい良質な都市空間・居住環境の維持・創造」へまちづくりの重心を移行するため、「港区定住まちづくり条例」を改正し「港区まちづくり条例」として、平成19（2007）年10月に施行しています。条例では、まちづくりマスタープランを区のまちづくりの基本計画として位置付け、地域の発意によるまちづくりの仕組み等について定めています。

区は、「まちづくり条例を活用したまちづくり」の推進に向け、出前講座や専門家の派遣、活動助成の実施や問い合わせ・相談窓口の設置等の各種支援※により、地域で進めるまちづくりを応援しています。

（※詳しくは、パンフレットをご参照下さい。）

まちづくり条例を活用したまちづくりパンフレット



ステップ1：まちの課題を見つけ、自分たちでやれることから取り組む等、地域のみなさんによる自主的なまちづくり活動を行う段階

ステップ2：みんなで様々な意見を出し合い、まちづくりへの知識や関心を深めながら、自分たちのまちについて考えるために「まちづくり組織」をつくる段階

ステップ3：まちづくり組織のみなさんが、自分たちの取り組むまちの理念やまちの将来像（地区まちづくりビジョン）について意見をまとめ、みんなで将来像を共有する段階

ステップ4：地区まちづくりビジョンの実現にむけて、土地所有者等の方々とともに、具体的なまちづくりのルール（地区まちづくりルール）を決めていく段階

ステップ5：地区まちづくりルールに基づいて、地域のみなさんでまちづくりを具体的に実践していく段階



まちづくり条例を活用したまちづくりの流れ

出典：「港区まちづくり条例」を活用したまちづくりパンフレット

8. 津波・液状化シミュレーション結果

平成 25 (2013) 年 3 月の前回シミュレーション以降の中央防災会議や東京都の動きや新たな知見を踏まえ、区にとって最悪の事態をもたらす条件による想定をするため、区独自に新たな津波・液状化シミュレーションを実施しました。

(1) 津波シミュレーション結果

予測実施の背景

港区では、平成 25 (2013) 年 3 月に、区において津波高が最大となる地震として「元禄関東地震」(M8.2; 行谷ほかモデル (平成 23 (2011) 年)) を選定し、区独自の津波シミュレーションを実施しました。

その後、平成 25 (2013) 年 12 月に、中央防災会議が「首都直下地震の被害想定と対策について (最終報告)」を公表し、「元禄関東地震」について震源域を拡大した新たなモデル (M8.2→M8.5) を設定しました。

さらに、令和 4 (2022) 年 5 月に、東京都が「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、平成 24 (2012) 年 4 月に公表した従来の被害想定で選定された「元禄関東地震」ではなく、より規模の小さい「大正関東地震」等が選定されました。

これらの H25.3 港区想定以降の動きや新たな知見を踏まえ、港区にとって最悪の事態をもたらす条件による想定をするため、区独自に新たな津波シミュレーションを実施しました。

想定地震の選定

今回想定では、次の 2 つの地震を選定しました。

想定地震

想定地震	選定理由
「元禄関東地震」(M8.5) <u>※最大クラスの想定地震</u>	<ul style="list-style-type: none">・国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き」(H24.2)において「津波浸水想定は、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を対象に設定する。」としている。・R4.5 東京都想定では、30 年発生確率がほぼ 0%として想定の対象から除外されているが、H25.12 中央防災会議想定が想定の対象としていることを踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの想定地震として選定 <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none">・同じく東京湾沿岸の神奈川県、千葉県も H25.12 中央防災会議想定を踏まえ、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波として元禄関東地震を選定・R4.5 東京都想定では、大正関東地震を選定 (元禄関東地震の今後 30 年以内の発生確率がほぼ 0%として、想定を大正関東地震に変更)
「南海トラフの巨大地震」(M9.1) <u>※より発生の可能性が高い南海トラフの地震の中で最も規模が大きい地震</u>	<ul style="list-style-type: none">・R4.5 東京都想定で想定の対象としていることを踏まえ、より発生の可能性が高い南海トラフの地震の中で最も規模が大きい地震として選定 <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none">・R4.5 東京都想定でも選定

予測条件・結果

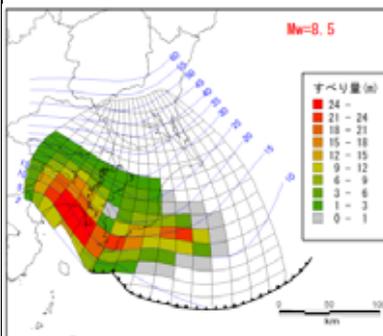
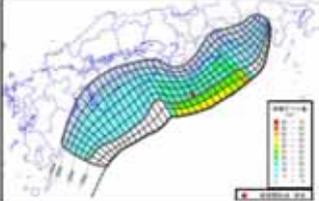
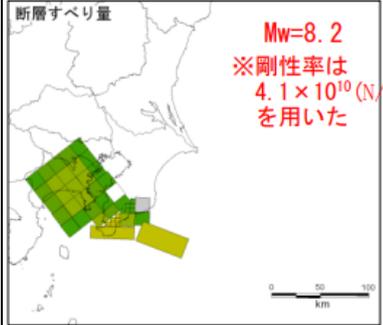
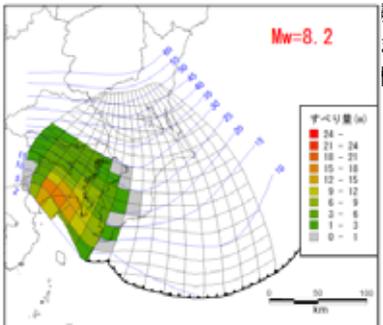
H25.3 港区想定と同様、最悪の事態を考慮し、防潮堤、水門・陸こうがすべて損傷により機能しない場合、液状化による地盤沈下についても想定しました。その結果、津波最大水位は最大 T.P.+3.3m（ケース A）となりました。

予測条件と結果一覧

	今回想定				【参考】 R4.5 東京都想定		【参考】 H25.12 中央防災会議想定	【参考】 H25.3 港区想定	
	ケース A ¹	ケース B ¹	ケース C	ケース D					
想定地震	元禄関東地震 (M8.5) 図①		南海トラフの巨大地震 (M9.1) 図②	大正関東地震 (M8.2) 図③	南海トラフの巨大地震 (M9.1) 図②		元禄関東地震 (M8.5) 図①他	元禄関東地震 (M8.2) 図④	
予測条件	計算精度	5m メッシュ 台場のみ 10m メッシュ			10m メッシュ		10m メッシュ	5m メッシュ 台場のみ 10m メッシュ	
	地殻変動	65~74cm 沈下		8cm 沈下	5~9cm 沈下	10~11cm 沈下	70cm 程度沈下	40cm 程度沈下	
	液状化による地盤沈下	0~20cm 沈下 ※2	0~7cm 沈下 ※3	0~4cm 沈下 R4.5 都想定から引用		不明		考慮しない	・発生しない ・区内一律 50cm 沈下
	防潮堤	すべて機能しない	すべて健全に機能	すべて機能しない	すべて健全に機能	耐震性あり：健全 耐震性なし：地震と同時に倒壊		健全	・すべて健全に機能 ・すべて機能しない
	水門 陸こう	すべて機能しない	すべて健全に機能	すべて機能しない	すべて健全に機能	常時閉鎖又は確実に閉鎖可能な施設：閉鎖 それ以外の施設：開放		開放	・すべて健全に機能 ・すべて機能しない
結果	津波最大水位 (T.P.) ⁴	3.3m	3.2m	2.2m	2.1m	2.00m	2.37m	3.4m	2.4m

※1 ケース A、B については、今回更新する港区津波ハザードマップに掲載
 ※2 ケース A の液状化による地盤沈下の値は、H25.12 中央防災会議想定の大正関東地震 (M8.2) の結果を準用
 ※3 ケース B の液状化による地盤沈下の値は、R4.5 東京都想定の大正関東地震 (M8.2) の結果を準用
 ※4 津波最大水位 (T.P.) は地殻変動の影響を考慮し、液状化による地盤沈下を考慮していません

想定地震の位置と特徴

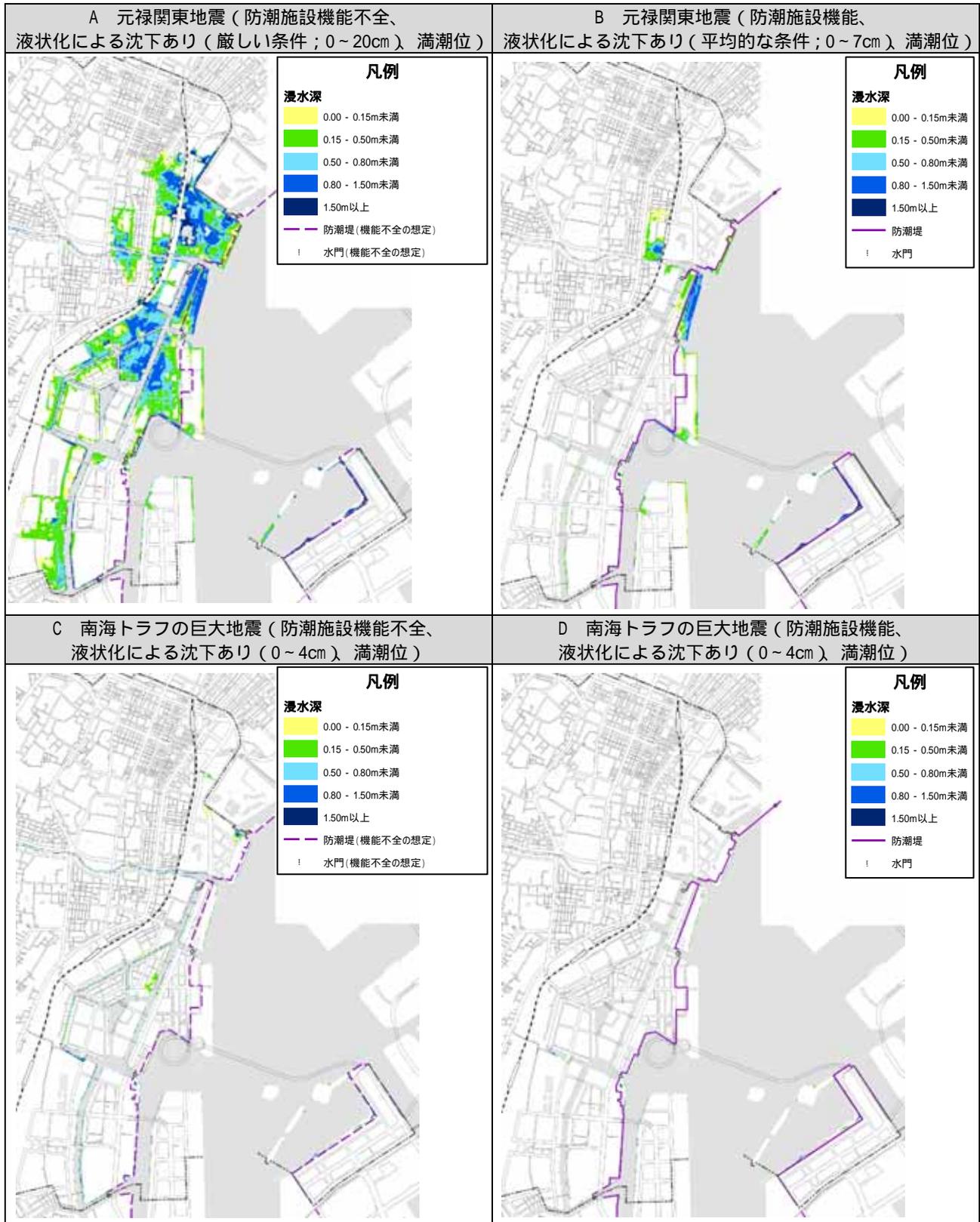
図 元禄関東地震 (M8.5)	図 南海トラフの巨大地震 (M9.1)
 <p>過去に東京湾で発生したと考えられる津波のなかで最大の地震だが、今後 30 年以内発生確率はほぼ 0%。 図④元禄関東地震 (M8.2) と比べて震源域が拡大し、すべり量 (地震の大きさ) も大きい (M8.2→M8.5)。また、震源域に港区直下が含まれ、地殻変動が大規模となっている。 ○震源から港区境までの水平距離：約 50km ○震源の深さ：約 10km</p>	 <p>南海トラフの地震 (今後 30 年以内発生確率：70~80%) のうち巨大なもの。震源域が港区から 100km 以上離れているため、地殻変動による影響は少なく、津波水位も低くなっている。 ○震源から港区境までの水平距離：約 450km ○震源の深さ：約 10km</p>
図 大正関東地震 (M8.2)	図 元禄関東地震 (M8.2)
 <p>断層すべり量 Mw=8.2 ※剛性率は 4.1×10^{10} (N) を用いた</p> <p>図①元禄関東地震 (M8.5) と同じ相模トラフの地震だが、発生間隔は 200~400 年程度と短く、今後 30 年以内発生確率は 0~6% 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(H27 閣議決定) の対象地震。震源域に港区直下が含まれておらず、地殻変動が小規模となっている。 ○震源から港区境までの水平距離：約 50km ○震源の深さ：約 10km</p>	 <p>震源域に港区直下が含まれ、地殻変動が大規模となっている。 ○震源から港区境までの水平距離：約 50km ○震源の深さ：約 10km</p>

出典：「首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等に関する図表集〜」(中央防災会議、平成 25 (2013) 年 12 月)
 「南海トラフ巨大地震の被害想定について (第二次報告)」(中央防災会議、平成 24 (2012) 年 8 月)

各ケースの浸水予測区域

津波シミュレーションの結果、A～Dの4つのケースについて浸水予測区域を示します。なお、浸水予測区域は区内のみの表示とします。

各ケースの津波浸水予測図



(2) 液状化シミュレーション結果

予測実施の背景

港区では、平成 25 (2013) 年 3 月に、「東京湾北部地震」(M7.3) を対象に、区独自の液状化予測を実施しました。

その後、H25.12 中央防災会議想定において、「東京湾北部地震」(M7.3) が大正関東地震の断層すべりにより既に応力が解放された領域にあると推定されるとして想定の対象外とし、首都直下地震として新たに「都心南部直下地震」(M7.3) 等が選定されました。

なお、H25.12 中央防災会議想定による「都心南部直下地震」(M7.3) と「東京湾北部地震」(M7.3) の震度分布図を比較すると、港区においては「都心南部直下地震」(M7.3) の震度が大きい結果となっています。また、「元禄関東地震」(M8.5) の震度分布図と比較しても、港区は破壊の中心である震源から 50km 以上離れているため、震度は「都心南部直下地震」(M7.3) の方が大きい結果となっています。

さらに、R4.5 東京都想定でも、H25.12 中央防災会議想定を踏まえ「東京湾北部地震」は想定から除外し、新たに「都心南部直下地震」(M7.3) 等を選定しました。

一方、H25.12 中央防災会議や R4.5 東京都想定において公表された液状化危険度 (PL 値) のメッシュサイズは 250m であり、H25.3 港区想定 50m メッシュよりも精度が低くなっています。

こうした H25.3 港区想定以降の動きや新たな知見を踏まえ、港区で最も液状化の危険が大きい地震をあらためて選定し、より詳細な 50m メッシュの精度で液状化の可能性を評価するため、区独自に新たな液状化シミュレーションを実施しました。

想定地震の選定

今回想定では、次の地震を選定しました。

想定地震

想定地震	選定理由
「都心南部直下地震」(M7.3)	H25.12 中央防災会議想定、R4.5 東京都想定において、「どこでも発生する可能性がある首都直下地震のうち、都心への影響が最も大きい地震」であり、港区にとって最も影響が大きい (想定震度が大きく、液状化危険度が高い) 地震として選定 <参考> ・R4.5 東京都想定では、首都直下地震対策を検討していく上で中心となる地震と位置付けている。

予測条件

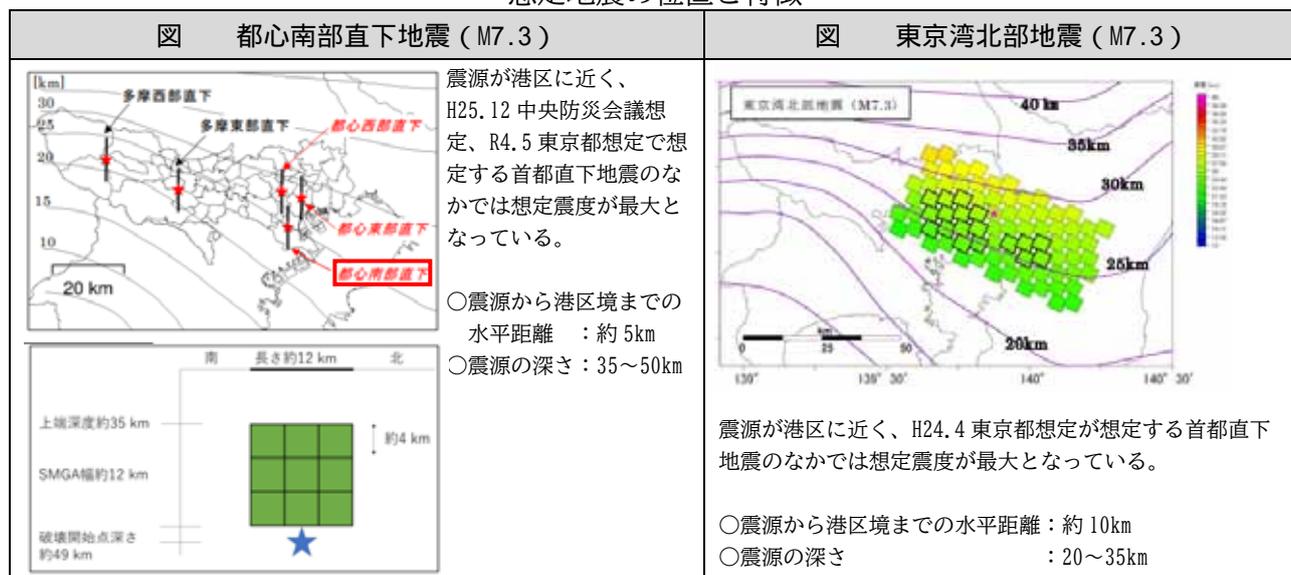
予測手法は、R4.5 東京都想定と同様に最新の道路橋示方書（H29）に準拠し、物性値、地下水位については、区の特性を踏まえるため、H25.3 港区想定を基本としつつ、追加ボーリングデータ・土質試験結果を踏まえて設定しました。

予測条件一覧

	今回想定	R4.5 東京都想定	H25.12 中央防災会議想定	H25.3 港区想定
想定地震	都心南部直下地震 (M7.3) 図①	都心南部直下地震(M7.3) 図①等	都心南部直下地震(M7.3) 図①等	東京湾北部地震 (M7.3) 図②
計算精度	50m メッシュ	250m メッシュ	250m メッシュ	50m メッシュ
予測手法	FL法・PL法* (道路橋示方書 (平成 29 年) に準拠した手法)	FL法・PL法* (道路橋示方書 (平成 29 年) に 準拠した手法) ※H25 中防想定の方法により 沈下量も予測	FL法・PL法* (道路橋示方書 (平成 24 年) に準拠した手法) ※沈下量も予測	FL法・PL法* (道路橋示方書 (平成 18 年) に準拠した手 法)
ボーリングデータ	区内約 8,667 本	区の想定と同程度と考えられる	不明	区内 8,601 本
地表加速度	R4.5 東京都想定による (50m メッシュ)	R4.5 東京都想定による (50m メッシュ)	H25.12 中央防災会議想定による (250m メッシュ)	区独自算出 (50m メッシュ) H24.4 東京都想定の地表 加速度データが 250m メ ッシュであったため
物性値 (粒径、 比重等)	H25.3 港区想定設定による 追加ボーリングデータ・土 質試験結果を反映	不明	不明	区内で実施された土質 試験結果を基に整理
地下水位	H25.3 港区想定設定による 追加ボーリングデータを 反映	23 区・多摩地区のボーリングデ ータの地下水位と標高との関係 式を作成	不明	区内のボーリングデー タから地下水面等高線 を作成
評価	PL 値と地形分類等による総合 評価	PL 値のみ	PL 値のみ	PL 値と地形分類等による総合評価

※FL法・PL法：液状化対象層ごとに地震による地表加速度から液状化の可能性を評価する手法

想定地震の位置と特徴



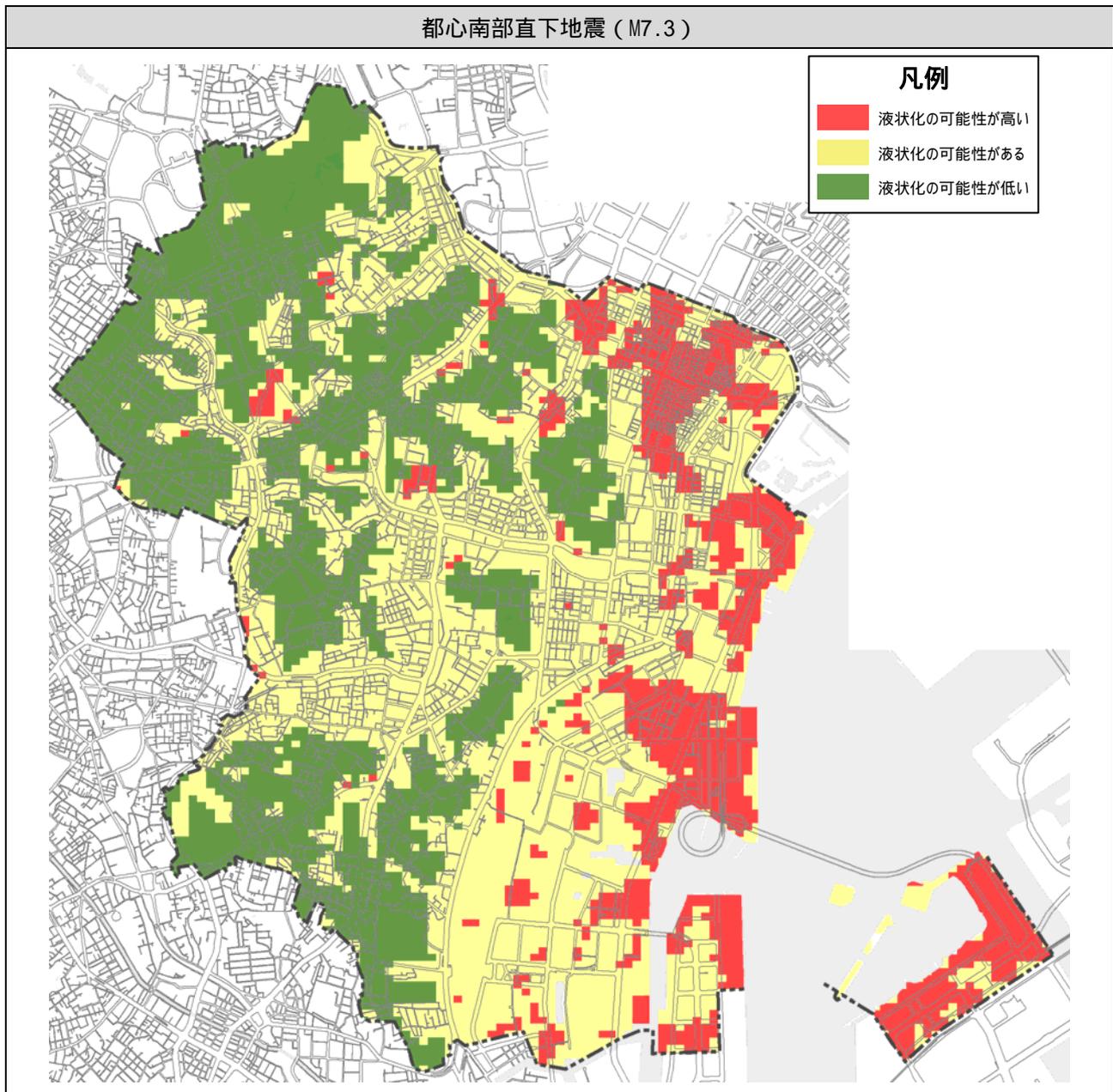
出典：「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都，令和 4（2022）年 5 月）
「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都，平成 24（2012）年 4 月）

予測結果

液状化シミュレーションによる予測結果は以下の通りです。

液状化シミュレーションによる予測結果

都心南部直下地震 (M7.3)



巻末資料

(1) 関連計画における防災街づくりに関する目標

	目標と出典
住宅倒壊や火災等による死者	・ 200 人(都想定) →80 人 (6 割減) 出典：「港区地域防災計画」(区防災課, 令和 3 (2021) 年修正)
住宅倒壊や火災等による避難者	・ 51,313 人(都想定) →30,788 人 (4 割減) ※疎開者(区外の親戚・知人宅、宿泊施設、賃貸住宅等への避難者)を含む 出典：「港区地域防災計画」(区防災課, 令和 3 (2021) 年修正)
全壊・焼失棟数	・ 2,410 棟(都想定) →964 棟 (6 割減) 出典：「港区地域防災計画」(区防災課, 令和 3 (2021) 年修正)
耐震化率	・ 住宅(令和 3 (2021) 年 3 月末時点：91.8%) 95%以上(令和 8 (2026) 年度末)【戸数ベース】 ※区立住宅等の耐震化率は 100%達成済み ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物(令和 3 (2021) 年 3 月末時点：93.4%) 100%(令和 8 (2026) 年度末)【棟数ベース】 ・ 一般緊急輸送道路沿道建築物(令和 3 (2021) 年 3 月末時点：81.7%) 90%(令和 8 (2026) 年度末)【棟数ベース】 ・ 特定建築物(令和 3 (2021) 年 3 月末時点：85.3%) 95%(令和 8 (2026) 年度末)【棟数ベース】 出典：「港区耐震改修促進計画」(区建築課, 令和 4 (2022) 年) ・ 既存民間建築物の耐震化率：【住宅】91%(R2) →93%(R5) →95%(R8) 【特定沿道】93%(R2) →96%(R5) →100%(R8) 出典：「港区基本計画」(区企画課, 令和 3 (2021) 年)
港区民世論調査の回答に基づく区民の家具転倒防止対策実施率	・ 80%(R2) →90%(R5) →100%(R8) 出典：「港区基本計画」(区企画課, 令和 3 (2021) 年)
密集した老朽建築物が更新され、防災機能や安全性が向上した面積	・ 73.6ha (R2) →125.8ha (R5) →138.5ha (R8) 出典：「港区基本計画」(区企画課, 令和 3 (2021) 年)
不燃領域率	・ 70%以上 出典：「防災都市づくり推進計画」(東京都, 令和 2 (2020) 年)
橋りょうの架け替え及び改良(耐震補強)工事の整備率	・ 80.6%(R2) →87.0%(R5) →93.5%(R8) 出典：「港区基本計画」(区企画課, 令和 3 (2021) 年)

	目標と出典
無電柱化	<ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化率：国道、都道、区道合計は約 40%、区道は約 25% 出典：「港区無電柱化推進計画」(区土木課, 令和 4 (2022) 年) ・令和 13 (2031) 年度までに、無電柱化事業の着手、継続整備または完了延長を 18 km、無電柱化事業が完了する延長を 9 kmとして目標を設定 出典：「港区無電柱化推進計画」(区土木課, 令和 4 (2022) 年)
豪雨対策	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね 30 年後を見据えた目標整備水準として、河川は時間 75mm (年超過確率 1/20) の降雨に対し河川からの溢水を防止、下水道は時間 50mm 降雨対策を進めるとともに、流域では時間 10mm 分の保水機能を維持、家づくり・まちづくり対策を促進し、最大で時間 75mm の降雨に対し、浸水被害を防止 出典：「豪雨対策アクションプラン」(東京都, 令和 2 (2020) 年)
雨水の地下浸透量	<ul style="list-style-type: none"> ・72,000 m³ (R2) →77,700 m³ (R5) →83,400 m³ (R8) 出典：「港区基本計画」(区企画課, 令和 3 (2021) 年)
オープンスペースを整備した開発事業の件数	<ul style="list-style-type: none"> ・6 件/年 (R2) →6 件/年 (R5) →6 件/年 (R8) 出典：「港区基本計画」(区企画課, 令和 3 (2021) 年)
大規模開発等により整備された緑地の箇所数	<ul style="list-style-type: none"> ・26 箇所 (R2) →28 箇所 (R5) →29 箇所 (R8) 出典：「港区基本計画」(区企画課, 令和 3 (2021) 年)
避難所生活者の備蓄食料の充足率	<ul style="list-style-type: none"> ・150% (R2) →150% (R5) →150% (R8) 出典：「港区基本計画」(区企画課, 令和 3 (2021) 年)
帰宅困難者の受入れに関する協定締結事業者数	<ul style="list-style-type: none"> ・76 事業者 (R2) →88 事業者 (R5) →100 事業者 (R8) 出典：「港区基本計画」(区企画課, 令和 3 (2021) 年)
民間事業者との災害時協力協定の締結数	<ul style="list-style-type: none"> ・188 件 (R2) →197 件 (R5) →206 件 (R8) 出典：「港区基本計画」(区企画課, 令和 3 (2021) 年)
共同住宅防災組織の結成数	<ul style="list-style-type: none"> ・172 棟 (R2) →352 棟 (R5) →488 棟 (R8) 出典：「港区基本計画」(区企画課, 令和 3 (2021) 年)

(2) 港区防災街づくり整備指針策定の経緯

時期	国・都の動き、災害の発生	区の動き
昭和 36 (1961) 年	災害対策基本法 制定 ※災害時に国土や国民の生命や身体、財産が守られるように制定。 国や地方公共団体は、防災計画の策定が義務付けられている。	
平成 7 (1995) 年 1 月	阪神・淡路大震災 発生 ※老朽木造住宅密集市街地を中心に建物の倒壊と火災が発生した。	
平成 8 (1996) 年		港区防災都市づくり推進計画 策定 ※阪神・淡路大震災を踏まえ、防災都市づくり事業の積極的な展開を目指して策定。
平成 10 (1998) 年 5 月		港区防災街づくり指針 策定 ※「港区防災都市づくり推進計画」を発展的に改定し、「港区地域防災計画」の震災予防計画、「港区まちづくりマスタープラン」の防災街づくりの方針に沿って策定。
平成 23 (2011) 年 3 月	東日本大震災 発生 ※日本国内観測史上最大規模で、太平洋沿岸部を巨大な津波が襲来した。また、首都圏でも液状化現象が発生したほか、交通機関が不通となり大量の帰宅困難者が発生した。	
平成 23 (2011) 年 10 月		港区防災対策基本条例 制定 ※東日本大震災を踏まえ制定。 ※道路、公園等の都市基盤の整備、市街地の再整備、土地利用の誘導等の施策を通して、災害に強い街づくりを総合的に推進する。(条例第 9 条第 1 項)
平成 25 (2013) 年 3 月		港区防災街づくり整備指針 策定 ※「港区防災対策基本条例」第 9 条第 2 項に基づき策定。
平成 25 (2013) 年 12 月	国土強靱化基本法 制定 ※強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資するためのもの。	
平成 30 (2018) 年		港区震災復興マニュアル 改定 ※早期に都市及び生活の復興を図る上で必要な職員の行動手順、組織体制の構築等について明確化。
令和元 (2019) 年 9 月	令和元年房総半島台風(台風第 15 号) 発生 ※大規模な停電が発生し、復旧作業が長期化した。	

時期	国・都の動き、災害の発生	区の動き
令和元（2019）年 10月	令和元年東日本台風（台風第19号） 発生 ※広い範囲で河川の氾濫、土砂災害 や浸水害が発生した。	
令和2（2020）年 3月	防災都市づくり推進計画 策定 ※東京都震災対策条例に基づく計画 ※都市構造の改善に関する諸施策を 推進することを目的とする。	
令和3（2021）年 3月		港区地域強靱化計画 策定 ※国土強靱化基本法に基づく計画。 ※平時から備える地域の強靱化に向けた必要な取組（大規模自然災害等に備えた事前対策）を具体的に示すもの。
令和4（2021）年 3月		港区地域防災計画 修正 ※災害対策基本法に基づく計画。 ※区の地域に係る災害に関し、関係機関と連携を図り、災害対策の計画的な実施について示している。
令和4（2021）年 5月	首都直下地震等による東京の被害想定 見直し ※中央防災会議の想定（H25）を踏まえ、対象とする地震や地震モデルを変更した地震被害想定を公表した。	
令和5（2023）年 3月		港区業務継続計画 修正 ※「港区防災対策基本条例」第19条第1項に基づく計画。 ※震災が発生した場合に区が最優先に行う業務を事前に定め、事業の復旧及び平常時の区政運営への復帰を最短の期間で行うことを目指すもの。
令和5（2023）年 5月	防災基本計画 一部修正 ※災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する防災分野の最上位計画。防災予防、発生時の対応、復旧等を記すとともに、地方公共団体の地域防災計画作成基準が示されている。	
令和5（2023）年 5月	東京都地域防災計画 修正 ※災害対策基本法に基づく計画 ※東京都の地域における地震災害の予防、応急対策、復旧・復興対策について示されている。	

(3) 港区防災街づくり整備指針策定委員会設置要綱

平成22年10月1日

22港街計第882号

(設置)

第1条 災害に強い市街地の形成に向けた港区の防災街づくりに関する方針の検討及び策定を行うため、港区防災街づくり整備指針策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 港区防災街づくり整備指針（以下「指針」という。）の検討及び策定に関すること。
- (2) 指針に関する検討結果及び策定案を区長に報告すること。
- (3) その他指針の策定に関し、区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、街づくり支援部長をもって充て、会務を統括する。
- 3 副委員長は、街づくり事業担当部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(検討委員会)

第4条 防災街づくりに関する方針の検討及び策定に当たり、専門的な立場から策定委員会に対して助言を行うため、港区防災街づくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

- 2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、委員の互選により選出し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、学識経験者及び防災に関係する官公署等の職員のうちから区長が委嘱する。

(会議)

第5条 策定委員会及び検討委員会は、それぞれ各委員会の委員長が招集する。

- 2 策定委員会及び検討委員会は、必要があると認めるときは、それぞれ各委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 検討委員会の担当事項について円滑な遂行を図るため、検討委員会に検討部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、部会長、副部会長、部会員及び専門員をもって構成する。
- 3 部会長は、部会員の互選により選出し、会務を統括する。
- 4 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名し、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、

その職務を代理する。

5 部会員は、学識経験者のうちから街づくり支援部長が指名する。

6 専門員は、防災対策事業、公益的事業等を営む法人等に所属する者のうちから街づくり支援部長が指名する。

7 部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第7条 策定委員会、検討委員会及び部会の庶務は、街づくり支援部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、街づくり支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

芝地区総合支所まちづくり課長

麻布地区総合支所まちづくり課長

赤坂地区総合支所まちづくり課長

高輪地区総合支所まちづくり課長

芝浦港南地区総合支所まちづくり課長

街づくり支援部都市計画課長

街づくり支援部開発指導課長

街づくり支援部再開発担当課長

街づくり支援部建築課長

街づくり支援部土木課長

企画経営部企画課長

防災危機管理室防災課長

教育委員会事務局学校教育部学務課長

(4) 港区防災街づくり整備指針策定の体制

港区防災街づくり整備指針策定委員会 委員名簿

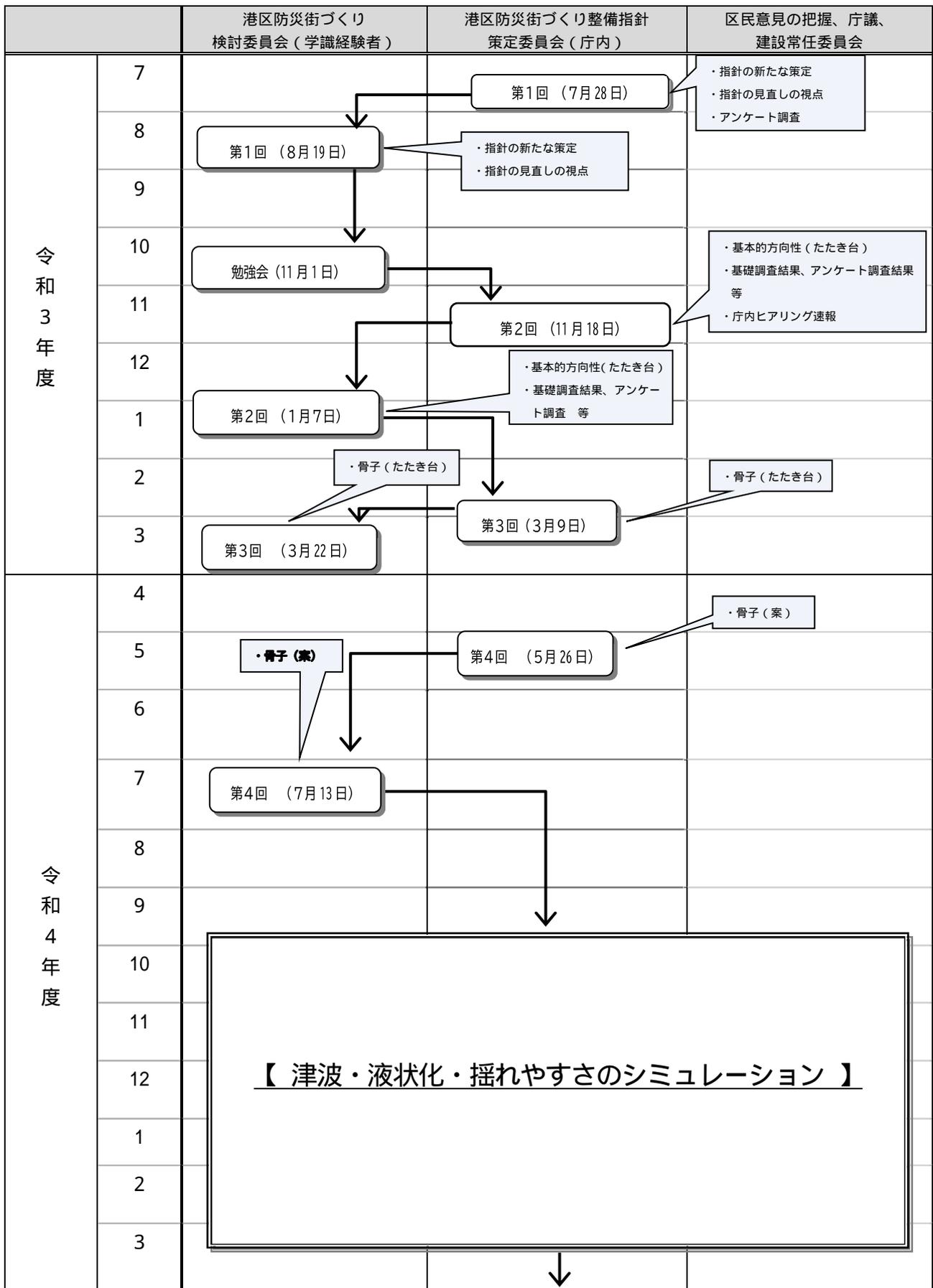
種 別	職 名
委員長	街づくり支援部長
副委員長	街づくり事業担当部長
委員	芝地区総合支所 まちづくり課長
//	麻布地区総合支所 まちづくり課長
//	赤坂地区総合支所 まちづくり課長
//	高輪地区総合支所 まちづくり課長
//	芝浦港南地区総合支所 まちづくり課長
//	街づくり支援部 都市計画課長
//	街づくり支援部 開発指導課長
//	街づくり支援部 再開発担当課長
//	街づくり支援部 建築課長
//	街づくり支援部 土木課長
//	企画経営部 企画課長
//	防災危機管理室 防災課長
//	教育委員会事務局 学校教育部学務課長

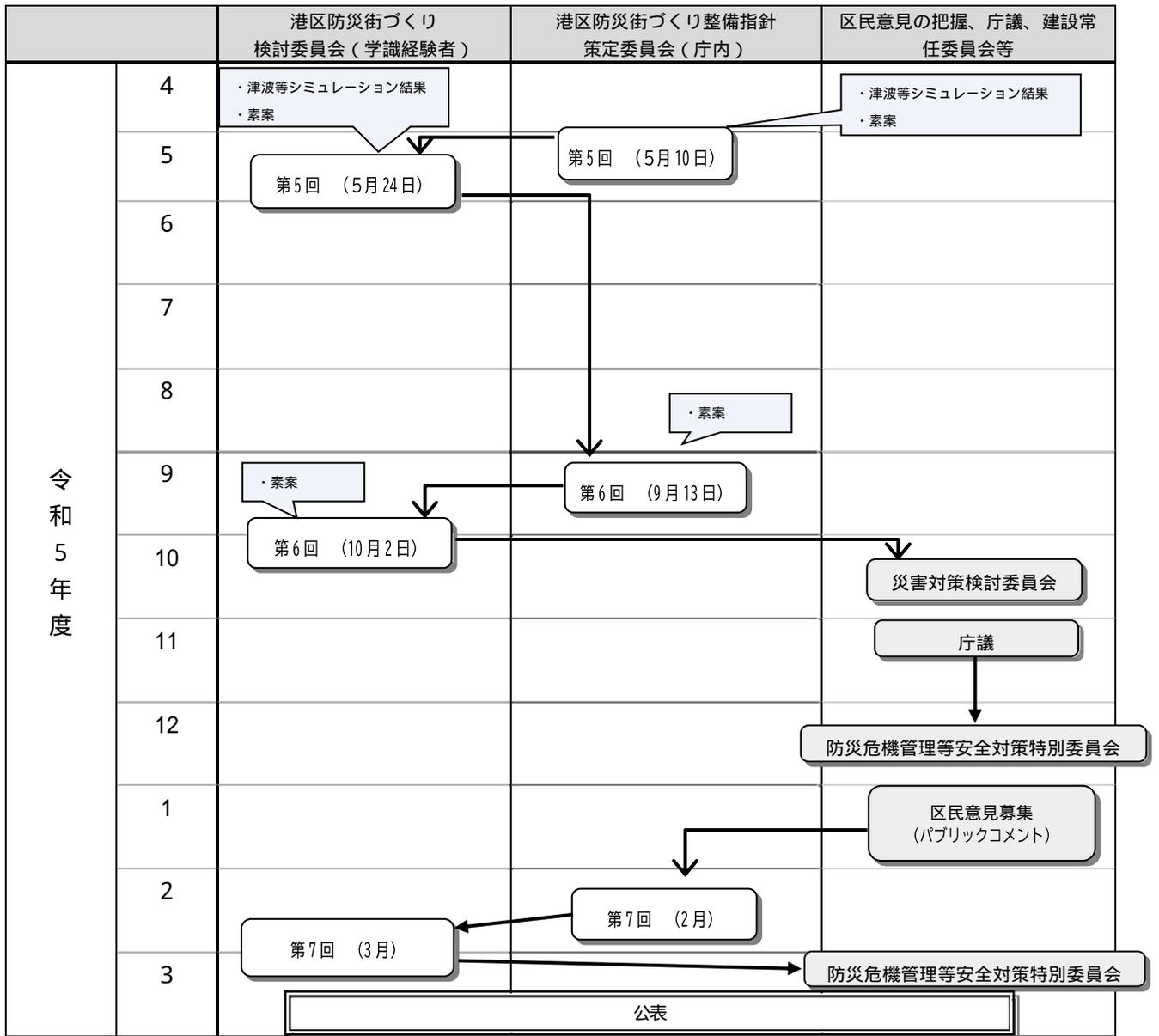
港区防災街づくり検討委員会 委員名簿

氏 名	役 職 名
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 教授
久田 嘉章	工学院大学 建築学部 まちづくり学科 教授
関根 正人	早稲田大学理工学術院 創造理工学部 社会環境工学科 教授
鍵屋 一	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 コミュニティデザイン学科 教授
稲垣 景子	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 都市イノベーション部門 准教授

※敬称は省略しています。

(5) 港区防災街づくり整備指針策定のスケジュール





区の木



ハナミズキ

区の花



アジサイ



アジサイ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。
旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の
頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

港区防災街づくり整備指針（素案）
令和5（2023）年12月発行

編集・発行：港区街づくり支援部都市計画課
東京都港区芝公園一丁目5番25号
電話：03-3578-2111（代表）
<https://www.city.minato.tokyo.jp>

